

【取手市】調査結果書の再修正後データの送付について

Subject: 【取手市】調査結果書の再修正後データの送付について

From: 総務課 <soumu@city.toride.ibaraki.jp>

Date: 2021/12/20 13:06

To: "Kaitsuka, Akira" [REDACTED], 高久匡志 [REDACTED]
[REDACTED]

BCC: soumu@city.toride.ibaraki.jp

取手市政治倫理審査会 高久 様

取手市政治倫理審査会 貝塚 様

平素よりお世話になっております。

取手市役所総務課の沖渕です。

早速御対応いただきました、調査結果書の修正につきまして、
修正部分を反映したものを別添のとおり送らせていただきます。

再度御確認の程よろしくお願いたします。

高久先生に修正いただいた部分は黄色マーカー、貝塚先生に
修正いただいた部分は青色マーカーで強調しております。

なお、事務局で行った修正は次のとおりです。

- ・ P10 8行目 (工) → (ウ)
- ・ P10 9行目 通り → とおり

また、パスワードは前回と同様です。

取手市役所総務部総務課 沖渕

〒302-8585 茨城県取手市寺田5139番地

TEL 0297-74-2141 内線1125

FAX 0297-73-5995

添付ファイル:

【取手市】政治倫理調査結果書（再修正反映版）.docx

39.5 KB

取政倫審発第 号
令和3年12月 日

取手市長 藤井 信吾 殿

取手市政治倫理審査会
会長 高久 匡志

調査請求に対する調査結果について

取手市政治倫理条例（平成26年条例第9号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定に基づき、令和3年11月4日付け取総発第739号で調査を求められた件（以下「本件調査請求」という。）に関し、当審査会において調査を行いました。

その結果について、条例第14条第3項の規定により下記のとおり回答します。

記

1 調査請求の対象となった者

藤井 信吾 取手市長

2 調査請求の概要

当審査会に提出された調査請求書によると、調査請求人は大要次のとおり主張し、調査を求めている。

- (1) 藤井信吾取手市長（以下「市長」という。）は、平成28年から現在まで、取手市も加入する一部事務組合である茨城県南水道企業団（以下「企業団」という。）の企業長を務めている。
- (2) 市長が代表を務める政治団体「取手新時代をひらく会」（以下「ひらく会」という。）の収支報告書によると、寄附年月日が平成■■年■■月■■日、寄附者の氏名として寄附者甲が記載され寄附金額■■■■円、記載住所はX（個人情報のため記号で代替する。以下Y及びZも同じ。）、職業は代表

取締役社長との記載があるもの（以下「第1寄附」という。）、寄附年月日が平成31年2月19日、寄附者の氏名として寄附者甲が記載され寄附金額■■■■円、記載住所はX、職業は代表取締役社長との記載があるもの（以下「第2寄附」という。）、寄附年月日が令和■■年■■月■■日、寄附者の氏名として寄附者甲が記載され寄附金額■■■■円、記載住所はX、職業は代表取締役社長との記載があるもの（以下「第3寄附」という。）、それぞれが記載されている。

(3) 法人登記によれば、寄附者甲は、水道関連工事などを手がける乙株式会社の代表取締役である。

第1～第3寄附の当時、乙株式会社の本店所在地は、ひらく会の収支報告書における寄附者甲の寄附者住所として記載された住所と同一の地番である。

また、寄附者甲の住所は、同じ法人登記によれば、乙株式会社の本店所在地とは異なる地番である。

(4) 市長が企業団の企業長を務めている間、乙株式会社取手支店は、企業団発注の排水管布設替工事を、平成29年5月31日執行分（別紙入札結果一覧番号■■■）、平成30年7月4日執行分（別紙入札結果一覧番号■■■）、令和元年10月23日執行分（別紙入札結果一覧番号■■■）、令和2年9月29日執行分（別紙入札結果一覧番号■■■）、令和3年2月16日執行分（別紙入札結果一覧番号■■■）、5回工事を受注している。

(5) 寄附者甲は会社を代表して契約行為を行う代表取締役であり、ひらく会の収支報告書の住所欄は寄附者甲個人の住所ではなく、会社本店の所在地が記載されている。よって、一連の寄附は個人名目となっているが、実体は会社としての寄附である。これは、条例第4条第5号前段にある企業からの寄附に該当し、受注業者から市長への税金の環流とのそしりを免れない。

(6) 寄附者甲は、乙株式会社が企業団から平成29年5月31日執行分（別紙入札結果一覧番号■■■）の工事を落札して間もない平成■■年■■月■■日に寄附をしており（第1寄附）、この寄附は政治的・道義的に重大な疑義のある「受注の謝礼」と推認できる。よって、条例第4条第5号後段にある「政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附」に該当する。

3 調査の方法

当審査会では、条例第11条第2項の規定に基づき、次の各当事者に対して文書により調査を依頼し、また公開されている情報を取得し、各当事者からの回答および公開情報を踏まえ、当審査会として議論した。

なお、当審査会の調査は、いわゆる捜査とは異なり、調査に対する回答が義務付けられているものではないがものの、当審査会の調査に必要な範囲で行って

いるものであり、当審査会として判断するために必要なものであるとして、可能な限りの協力を要請した。

(文書による調査を依頼した者)

- ア 取手新時代をひらく会 (代表：藤井信吾市長)
- イ 寄附者甲
- ウ 乙株式会社
- エ 茨城県南水道企業団 (企業長：藤井信吾企業長)

4 調査結果 (結論)

当審査会において調査した結果、本件調査請求に係る案件は、条例第4条第5号前段ないし後段のいずれの政治倫理基準にも該当するとはいえないと判断する。

5 調査結果 (本文)

(1) 明らかな事実

登記簿上の乙株式会社の本店所在地は令和3年3月末日まではX、同年4月1日からはYが乙株式会社の本店所在地となり、登記簿上の寄附者甲の住所はZである。

乙株式会社の支店である乙株式会社取手支店は、平成29年4月1日以降、企業団の工事(入札方法はすべて指名競争の方法による。)につき、別紙入札結果一覧番号1～26に入札し、うち■、■、■、■、■を落札した。

企業団では予定価格が5000万円以上の工事については一般競争入札とされるが(茨城県南水道企業団水道事業会計規程第100条の2)、予定価格が5000万円未満の工事については指名競争入札とされ、企業団が執行する指名競争入札における指名業者選定の最終決定権者は、予定価格が3000万円以上の工事の指名競争入札については契約審査委員会(委員長は事務所長、茨城県南水道企業団契約審査委員会設置規程第1条第1項第4号及び同条第2項各号)、予定価格が3000万円未満の工事の指名競争入札については事務所長等(専決区分に基づく、茨城県南水道企業団管理規程第14条及び別表第3 1 所長の専決事項 工事請負関係(2)・2 次長の専決事項 工事請負関係(2)・3 課長の専決事項 工事請負関係(1))となっている(以下、茨城県南水道企業団水道事業会計規程・茨城県南水道企業団契約審査委員会設置規程・茨城県南水道企業団管理規程をあわせて「各規程」という。)。

(2) 第1～第3寄附が条例第4条第5号前段に該当するとの請求について

ア 第1～第3寄附が乙株式会社からの寄附に該当するか

(ア) 条例第4条第5号前段の寄附主体

条例第4条第5号前段は「政治活動に関して会社その他の団体(政党及び政治団体を除く。)から寄附を受けないものとし」と定め、寄附を行う主体につき「会社その他の団体」と定義している。

この点、政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)では、第2条第1項で「この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。」として国民個人の自発的意思の抑制をしないことを基本理念とし、この基本理念を受けて法第22条第2項では「個人のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の者に対しては、150万円を超えることができない。」と定め、国民個人の寄附につき同一のその他の政治団体に対する寄附を年間150万円まで許容している。

条例の上位法である法が法第22条第2項で個人献金を明文で同一の者に対して年間150万円まで許容していること、条例第4条第5号前段がでは明文で「会社その他の団体」と限定し会社その他の団体ではない自然人を除外していることから、条例第4条第5号前段の寄附主体は会社その他の団体のみを指し、自然人は含まれないと解される。

(イ) 乙株式会社が第1～第3寄附を行ったか

条例第4条第5号前段の寄附主体は会社その他の団体のみを指すことから、条例第4条第5号前段違反となるためには、第1～第3寄附を会社その他の団体である乙株式会社が第1～第3寄附を行ったのであれば条例第4条第5号前段に該当する必要があることとなるため、本件につき検討する。

乙株式会社は、当審査会の調査に対して、会社としての寄附を行っておらず、法人会計処理としてもひらく会に対して寄附を行っていないことを、法人としての決算報告書及び総勘定元帳を添付の上で回答している。

前記決算報告書及び総勘定元帳それによれば、乙株式会社は、平成28年10月1日から平成29年9月30日まで、及び平成30年10月1日から令和元年9月30日までの各期において、一定額の寄附金をそれぞれ支出しているものの、その支出先は公益財団法人や特定非営利活動法人に対するものであり、いずれもひらく会を含む政治団体や資金管理団体に対するものではなかった。

次に、寄附者甲は、当審査会の調査に対して、個人的な寄附であること、また、寄附者甲自身の個人資産から、私的な応援の意図をもって寄附をしたと回答している。

そして、ひらく会は、当審査会の調査に対して、寄附者甲からの寄附が政治活

動の支援の一環であるとの理解の下、個人からの寄附として認識し、収支報告書に記載した旨を回答している。なお、寄附金を受領した際の寄附者甲の住所の確認について、寄附金を受領した際に寄附者甲の住所を確認せず、後に領収書の送付先を寄附者甲に聞いたところ会社住所を送付先として指定されたため確認不足のまま収支報告書に会社住所を記載したとの寄附者甲への確認の際、領収証の送付先並びに連絡先として乙株式会社の住所を聴取し、その住所を収支報告書に記載したとのことである。がただしひらく会は、現在、寄附者甲の正しい自宅住所を把握したことから、収支報告書の住所の訂正を茨城県選挙管理委員会に対し届け出る予定であると併せて回答し、その後、令和3年12月10日付けで茨城県選挙管理委員会に対し収支報告書の住所の訂正についてを茨城県選挙管理委員会に届け出た旨を、訂正されたものの写しを添付してを添えて回答しされている。

ひらく会の回答によれば、ひらく会の事務手続において、寄附者甲の住所に係る確認を欠いた点があることは否定できないものの、前述のとおり乙株式会社の財務会計処理においてひらく会に対する寄附が行われていないことが判明し確認されていることに加え、寄附者甲からの回答もあわせて考えると、ひらく会の収支報告書において乙株式会社の住所が記載されていることのみをもって、直ちに乙株式会社による寄附、すなわち会社その他の団体企業からの寄附と判断することはできない。

このことを踏まえると、乙株式会社が第1～第3寄附はいずれも乙株式会社を行ったと認めるひらく会への寄附ではないと認められることはできずから、寄附者甲からの第1～第3寄附が、条例第4条第5号前段の「会社その他の団体からの寄附」に該当するとはいえない認められない。

なお、調査請求人は、当該寄附が受注業者から市長への税金の環流である旨を主張するが、第1～第3寄附を会社その他の団体である乙株式会社が行ったものではないことから、税金ないし水道使用料収入の環流とも認められない。

イ 第1～第3寄附が実質的に乙株式会社からの寄附といえるか

前述のとおり条例第4条第5号前段の寄附主体は会社その他の団体のみを指し、自然人は含まれないと解されるが、念のため、第1～第3寄附が実質的に乙株式会社からの寄附といえるかを検討する。

この点、第1～第3寄附が実質的に乙株式会社からの寄附といえるためには、乙株式会社の会社資産と寄附者甲の個人資産とは明確に区別されているため第1～第3寄附の寄附金が乙株式会社の会社資産から直接支出されたということ、または寄附によって乙株式会社が工事受注に有利になったなどの乙株式会社が工事を落札したと寄附との関連性が明らかに認められることなどの特段の事情が必要と解される。

(ア) 乙株式会社資産からの直接支出の有無

前述のように、第1～第3寄附の寄附金が乙株式会社の会社資産から直接支出されたという証拠はない。

また、寄附者甲からも第1～第3寄附の寄附金は寄附者甲個人の資産から支出したとの回答があり、第1～第3寄附の寄附金が乙株式会社の会社資産から直接支出されたという事実は認められない。

そして、収支明細書の寄附者甲の住所として乙株式会社の所在地が記載されていた点につき、ひらく会からの当審査会からの調査に対する回答では、ひらく会からは寄附金を受領した際に寄附者甲の住所を確認せず、後に領収書の送付先を寄附者甲に聞いたところ会社住所を送付先として指定されたため確認不足のまま収支報告書に会社住所を記載したとの回答があったことである。

ただし、収支報告書に記載すべき住所として、自宅住所を回答したと記憶していると寄附者甲は当審査会に対して回答している。

ひらく会が寄附者甲の住所記載の正確性を欠いていた事実があるもののひらく会の事務手続において、寄附者甲の住所に係る確認を欠いた点があることは否定できないものの、第1～第3寄附につき乙株式会社が行ったと認められないため、住所の記載のみをもって第1～第3寄附につき乙株式会社が行ったとの認定をすることまではできない。

なお、寄附者甲は乙株式会社の代表取締役として乙株式会社から給与等の形式で収入を得ているが、会社から給与等を得てそれを原資として寄附を行った場合まで実質的に会社の寄附とみなすとすれば、会社から収入を得ている自然人が寄附を行った場合はすべて会社の寄附となってしまうこととなり、法第22条第2項で個人献金を明文で同一の者に対して年間150万円まで許容していることと相反するため、妥当でない。

(イ) 乙株式会社が企業団の工事を落札したと寄附との関連性の有無

a 第1～第3寄附と企業団の工事の関係性

調査請求人は、乙株式会社が企業団の工事のうち別紙入札結果一覧番号■、■、■、■、■を落札し、乙株式会社の代表取締役である寄附者甲がひらく会に第1～第3寄附をしたことを理由として調査請求を行っているため、第1～第3寄附と企業団の工事受注の関係について検討する。

b ひらく会の代表である市長が受注選定に関与するか

別紙入札結果一覧番号■、■、■、■、■はいずれも工事の予定価格が5000万円以上ではないため、指名競争入札の方法によって入札が行われているが、各規程によると、企業団が執行する指名競争入札における指名業者選定の最終決定権者は、予定価格が3000万円以上の工事の指名競争入札については契約審査委員会(委員長は事務所長、茨城県南水道企業団契約審査委員会設置規程第1条第1項第4号及び同条第2項各号)、予定価格が3000万円未満

の工事の指名競争入札については事務所長等（専決区分に基づく、茨城県南水道企業団管理規程第14条及び別表第3-1-1 所長の専決事項-工事請負関係(2)-2-1 次長の専決事項-工事請負関係(2)-3-1 課長の専決事項-工事請負関係(1))となる。

各規程上、別紙入札結果一覧番号■、■、■、■、■はいずれも予定価格が5000万円未満であることから、の業者選定につきいずれも最終決定権者は企業長である市長ではないため、指名業者選定の最終決定において第1～第3 寄附を受けたひらく会の代表である市長が関与することはない。

c 第1～第3 寄附によって乙株式会社が有利になったか

乙株式会社が企業団の工事のうち入札した工事は、当審査会における調査の結果、別紙入札結果一覧のとおり平成29年度から令和3年度現在（企業団からの回答によると、直近で該当する入札は令和3年11月16日）までの間で26件であるが、そのうち落札できなかった工事が21件、落札して請負工事業者となったのが5件である。

このことからすると、落札できなかった工事の件数が落札した工事の4倍以上となっており、入札において乙株式会社が有利になったということはいえない。

また、別紙入札結果一覧番号■、■、■、■、■の落札結果は、予定価格■円を■円（別紙入札結果一覧番号■）、予定価格■円を■円（別紙入札結果一覧番号■）、予定価格■円を■円（別紙入札結果一覧番号■）、予定価格■円を■円（別紙入札結果一覧番号■）、予定価格■万円を■万円（別紙入札結果一覧番号■）と、すべて落札価格が予定価格を下回っており、落札したいずれの工事においても受注額が有利になったということもいえない。

もし乙株式会社の入札が第1～第3 寄附により有利になったのであれば、入札した工事につき落札できなかった工事の方が多数であることと整合しない。

そして落札した各工事はいずれも予定価格を落札価格が下回っていることから、第1～第3 寄附によって乙株式会社の落札価格が有利になったという事情も認められない。

d 結語

以上のように、乙株式会社の資産から第1～第3 寄附が支出されたと認められないこと、乙株式会社が入札を行った別紙入札結果一覧番号1～26はすべて指名業者選定の最終決定権者が契約審査委員会（委員長は事務所長）もしくは事務所長等（専決区分に基づく）であって企業長である市長が各規程上関与することがなく、乙株式会社の入札件数と落札結果の件数を比較すると少なくとも26件入札したうち落札できなかった件数が21件と多数で、かつ落札した工事についても落札価格はすべて予定価格を下回っており、乙株式会社が第1～

第3寄附によって落札価格が有利になったという事実が認められず、工事の落札と寄附との関連性があるとまで認めることもできないことから、第1～第3寄附が実体として乙株式会社からの寄附であったとは認められない。

ウ 結論

第1～第3寄附はいずれも乙株式会社によるひらく会への寄附ではないと認められることから、寄附者甲からの寄附が、条例第4条第5号前段にある「会社その他の団体からの寄附」に該当するとは認められない。

また法第22条第2項との関係で条例第4条第5号前段の寄附主体を自然人と解することは困難であるが、仮に自然人を含める解釈をしたとしても、第1～第3寄附が実質的に乙株式会社からの寄附であるとの特段の事情もない。

よって、第1～第3寄附が条例第4条第5号前段に該当するとはいえない。

(3) 第1寄附が別紙入札結果一覧番号■との関係で条例第4条第5号後段に該当するとの請求について

ア 条例第4条第5号後段の寄附主体と条例第4条第5号後段該当性
条例第4条第5号後段の寄附主体につき検討する。

法は政治活動の公明と公正を確保することを目的として、企業・団体からの寄附についてを政党及び政治資金団体への寄附を除き禁止しており、これは条例第4条第5号前段の規定にも合致しているところである。

そして条例第4条第5号後段は条例第4条第5号前段を受けて同一の号内で規定されているため、条例第4条第5号後段の主体も「会社その他の団体」であると解される。

そうすると、5(2)ア(イ)で前述したように、第1寄附は乙株式会社が行った寄附であるとの証拠はないため、第1寄附が条例第4条第5号後段に該当するとはいえない。

イ 政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附に該当するか

個人による寄附は政治資金規正法の規定趣旨からも保障されるべきものである一方で、条例第4条第5号後段の規定により、個人からの寄附であっても、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附については、政治倫理上の問題として、同号の政治倫理基準に該当するおそれがあるとも考えられるため、条例第4条第5号後段の主体につき自然人も含まれるとした場合に、第1寄附が政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附(条例第4条第5号後段)に該当するかを念のため検討する。

(ア) 別紙入札結果一覧番号■の工事と企業長の関与の有無
企業団からあわせて提出された各規程によれば茨城県南水道企業団水道事業

会計規程、茨城県南水道企業団管理規程及び茨城県南水道企業団契約審査委員会設置規程においても、企業団が執行する指名競争入札における指名業者選定の最終決定権者は、予定価格が3000万円以上の工事の指名競争入札については契約審査委員会(委員長は事務所長、茨城県南水道企業団契約審査委員会設置規程第1条第1項第4号及び同条第2項各号)、予定価格が3000万円未満の工事の指名競争入札については事務所長等(専決区分に基づく、茨城県南水道企業団管理規程第14条及び別表第3-1-1 所長の専決事項-工事請負関係(2)-2 次長の専決事項-工事請負関係(2)-3 課長の専決事項-工事請負関係(1))となっており、企業団からの回答のとおりであることが認められる。

企業団は、当審査会の調査に対して、企業長に指名選定の結果は報告しているものの、企業長は指名競争入札における指名業者選定に関与しておらず、また、指名業者選定の最終決定権者は契約審査委員会(委員長:企業団事務所長)又は金額による専決区分に基づいて企業団事務所長、次長及び課長であり、いずれにしても企業長ではないと回答している。

また、別紙入札結果一覧番号■の企業団が執行した入札は、指名競争入札により乙株式会社が落札しているたものであるが、別紙入札結果一覧番号2の予定価格が200万円以上3000万円未満であり、ことから、指名業者の最終決定権は茨城県南水道企業団管理規程第14条及び別表第3-1 所長の専決事項 工事請負関係(2)に記載のとおり企業長である市長ではなく所長の専決事項で企業長である市長は最終決定権を有していないのであるから、指名業者最終選定において企業団の企業長を兼ねている市長が関与しているとは認められない。

(イ) 乙株式会社が入札した工事の落札状況の変動の有無

上記事実に加えて、企業団が発注した工事の受注に対する乙株式会社による謝礼であると直接に判断され得る資料も、特段、調査請求人からは提出されていない。

また、もし第1寄附が別紙入札結果一覧番号■についての乙株式会社から市長に対する受注の謝礼であったとすれば、第1寄附の後に企業団による指名競争入札の指名選定において、乙株式会社が入札した工事について乙株式会社が高い割合で落札したなどの執行状況の変動があり得るところであるが、そのような事実をうかがわせるような資料もなく、かえって5(2)イ(イ)c記載のとおり、乙株式会社が入札した26件のうち乙株式会社が落札できたのは5件で、落札できなかった工事のほうが4倍以上の多数であったことが認められる。

このことからすると、別紙入札結果一覧番号■の入札の結果、乙株式会社が企業団の発注した工事を落札したという事実を踏まえても、乙株式会社が入札した26件のうち、乙株式会社が落札できたのは5件で、落札できなかった工事の

ほうが多数であることからすると、市長が第1寄附を別紙入札結果一覧番号■の落札に対する乙株式会社からの謝礼として受領し、そのことで別紙入札結果一覧番号■以降の指名業者最終選定が左右されたという形跡がないため、企業団が乙株式会社を指名競争入札業者として選定するに当たり、企業長である市長が乙株式会社の代表取締役である寄附者甲から寄附を受けたことで、乙株式会社に便宜を図った事実や、選定に際して影響力を行使したという事実ことも認められない。

(三ウ) 政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附に該当するか
以上の通り、別紙入札結果一覧番号1～26の最終業者選定に際して市長は規程上最終決定権を有しておらず、かつ市長が別紙入札結果一覧番号1～26に関与をした形跡も認められず、市長が乙株式会社に対し便宜を図った事実や影響力行使の事実もつかかわれないのであるから、そのような市長に対して寄附者甲が寄附をした第1寄附が、客観的に外部からみて政治的又は道義的批判を受けるおそれがある寄附であるということとはできない。

ウ 結論

これらの事情を総括すると、寄附者甲からの寄附は、乙株式会社による寄附、すなわち企業からの寄附と判断することはできないことに加え、企業団の各規程では別紙入札結果一覧番号■の指名業者最終決定権者は所長の専決事項とされていること、別紙入札結果一覧番号■以降の入札結果でも乙株式会社が落札できなかった件数が多数となっていることからすると、別紙入札結果一覧番号■の指名業者最終選定において企業団の企業長を兼ねている市長が関与していたとは認められない。

そして乙株式会社から提出された決算報告書及び総勘定元帳からも乙株式会社の会社資産から第1寄附がされていない事実が確認できること、市長が別紙入札結果一覧番号■につき企業団の各規程で指名業者選定の最終決定権者とされていないこと、別紙入札結果一覧番号■以降の入札結果でも乙株式会社が落札できなかった件数が多数であったことからすると、別紙入札結果一覧番号■との関係で第1寄附が乙株式会社から市長に対する受注の謝礼であると認定することはできず、さらにまた別紙入札結果一覧番号1～26の最終業者選定に際して市長は規程上最終決定権を有しておらず関与できず、かつ市長が別紙入札結果一覧番号1～26に関与をした形跡も認められず、市長が乙株式会社に対し便宜を図った事実や影響力行使の事実もつかかわれないのであるから、そのような市長に対して寄附者甲が寄附をした第1寄附が、客観的に外部からみて政治的又は道義的批判を受けるおそれがある寄附であるということとはできない。

よって、第1寄附について、別紙入札結果一覧番号■との関係で条例第4条第

5号後段に該当するということもできない。

(4) 総括

以上のことから、本件調査請求において条例第4条第5号前段ないし後段の政治倫理基準に該当するとして請求されている第1～第3寄附についてはいずれも、条例第4条第5号前段ないし後段の政治倫理基準に該当するとはいえず、「4 調査結果（結論）」のとおり判断するものである。

6 付言

当審査会における調査の結果は、前記の調査結果のとおりであるが、本件調査請求の調査の結果を踏まえ、当審査会として次のとおり付言する。

収支報告書の記載は正確に行う必要があり、市民から疑義を持たれることのないよう、政治団体としての事務の執行には注意されたい。